

ふじさん工業用水道事業
新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）
落札者決定基準

令和6年（2024年）1月
静岡県企業局

目 次

第 1	審査の概要	1
	1 落札者決定基準の位置付け.....	1
	2 審査方法の概要.....	1
	3 選定委員会の設置.....	1
	4 審査の手順.....	2
第 2	参加資格確認	3
第 3	総合審査	4
	1 基礎審査.....	4
	2 技術審査.....	4
	3 価格審査.....	6
第 4	総合審査	8
	1 総合審査の手順.....	8
	2 落札者の決定.....	8

第1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本書は、静岡県企業局（以下「県」という。）が、ふじさん工業用水道事業新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を決定するにあたり、入札参加者の提案を審査し、最も優れた提案を選定するための手順、方法、審査基準等を示すものである。

なお、本書において使用する用語は、本事業の入札説明書に基づく。

2 審査方法の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じてDB（Design Build）＋包括的民間委託方式を導入し、水質の良い芝川水源を最大限有効利用するための水運用の変更に係る新ポンプ場等の設計・施工と新ポンプ場及び浄水場等既存施設の運転・維持管理を一体的に実施することで、民間の創意工夫に富んだ経営ノウハウを取り入れ、持続的なふじさん工業用水道事業の経営に資することを期待するものである。

事業者の選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る提案内容、設計・施工請負代金及びサービス対価等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号））により事業者を選定する。

また、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

3 選定委員会の設置

県は、「新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、入札説明書等及び要求水準書に基づき本事業に関する事業計画の内容を記載した技術提案書の審査に関して選定委員会の意見を聴取する。県が設置した選定委員会の委員は次のとおり。

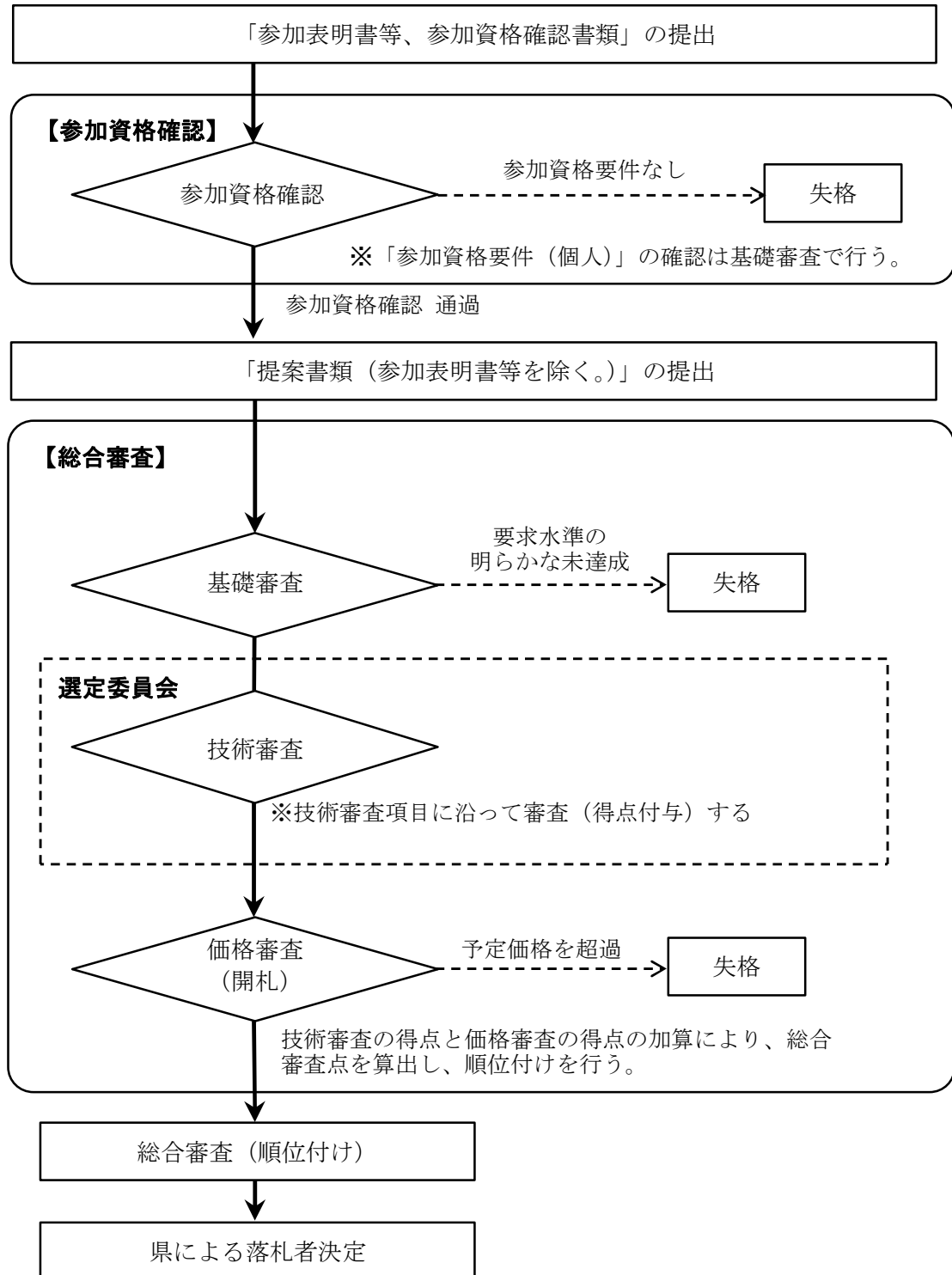
図表 1 選定委員一覧

委員名（敬称略）	所属・役職等
中村 俊一	東海大学名誉教授
山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科教授
樋口 徹	東京成徳大学 経営学部教授
木野 雅弘	企業局長
尾崎 元久	企業局参事
岩井 宏樹	企業局経営課長
遠藤 正	企業局東部事務所長

4 審査の手順

県は、落札者を決定するにあたり、下記手順に基づき、参加資格確認と総合審査を行う。総合審査は、基礎審査、技術審査及び価格審査から構成される。

図表 2 審査の手順



第2 参加資格確認

県は、入札参加者が提出した参加表明書等及び参加資格確認書類について、入札説明書等で示す参加資格要件等の充足を確認する。確認の結果、参加資格要件等を充足していない場合は失格となる。

なお、県は、入札参加者が提出した参加表明書等及び参加資格確認書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

図表 3 参加資格確認の内容

審査事項	審査内容
入札参加者の構成	入札説明書「Ⅲ. 1. (1)入札参加者の構成」(P12) 参照
入札参加者に共通の参加資格	入札説明書「Ⅲ. 1. (2)入札参加者に共通の参加資格」(P12～13) 参照
入札参加者に求められる要件	入札説明書「Ⅲ. 1. (3)入札参加者に求められる要件」(ただし「個人の要件」は除く。) (P14～18) 参照

第3 総合審査

県は、参加資格確認を通過した入札参加者を対象に、基礎審査、技術審査及び価格審査から構成される総合審査を行い、技術審査の得点と価格審査の得点を加算した得点が最も高い提案を行った入札参加者を落札者に決定する。

なお、県は、入札参加者から提出された提案書類（参加表明書等を除く。）に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、提案書類（参加表明書等を除く。）における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 基礎審査

県は、入札参加者が提出した提案書類（参加表明書等を除く。）について、提案内容が入札説明書等及び要求水準書に示す条件を満たしているか審査する。入札説明書等及び要求水準書に示す条件を満たさない書類を提出した入札参加者は失格とする。

また、県は、要求水準の達成確認を行うにあたり、入札参加者から提出された提案書類（参加表明書等を除く。）に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

2 技術審査

選定委員会は、入札参加者が提出した技術提案書、入札参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえて、技術審査項目に照らして提案内容を審査し、意見をまとめる。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。また、プレゼンテーションは提案書類に記載した内容に限るものとする。

(1) 技術審査項目

技術審査項目は以下のとおり。

なお、技術審査項目の詳細は別添資料に記載しているため、必ず参照すること。

図表 4 技術審査項目

No	大項目	中項目	小項目	配点 小計	配点 合計
1	事業の実施方針	事業実施方針	—	8	36
2	事業実施体制	全体の実施体制	—	4	
3		新ポンプ場等の設計・施工業務の実施体制	体制	8	
4			人員配置	4	

No	大項目	中項目	小項目	配点小計	配点合計	
5		運転・維持管理業務の実施体制	体制	8		
6			特別目的会社 ※特別目的会社を組成する場合のみ			
7			人員配置			4
8			責任者の適任性			8
9	新ポンプ場等の設計・施工業務	設計・施工業務全体	全体工程計画	8	56	
10			リスク対応	4		
11			危機管理	4		
12			品質管理の体制・方法	4		
13		設計業務	全体	4		
14			土木・建築建造物の設計(建造物・管路の構造仕様、配置計画、外観計画、外構計画)	8		
15			設備の設計	4		
16		施工業務	施工計画	4		
17			工程管理	8		
18			施工管理	4		
19	地域経済への貢献		4			
20	運転・維持管理業務	運転・維持管理業務全体	業務の実施方針	4	100	
21			経費削減	12		
22			地域経済への貢献	4		
23			セルフモニタリング	4		
24			人材育成・職員への技術継承	12		
25			リスク対応	4		
26		運転管理業務・水質管理業務	運転管理・水質管理	12		
27		危機管理業務	緊急時の体制と対応	8		
28		保守点検業務・修繕業務・保全管理業務	保守点検	4		
29			点検作業	4		
30			保守点検・修繕・保全管理	12		
31		引き継ぎ(本事業開始時、終了時)	—	4		
32		見学者対応	—	4		
33	長期更新計画策定業務	策定方法	12			
					200	

(2) 技術審査基準

選定委員会は、要求水準書で示す条件を充足する提案内容を0点とし、要求水準書で示す

条件を上回る提案内容に対して加点の審査を行う。技術審査基準は5段階で構成される。

図表 5 技術審査基準

審査	審査基準	点数化の方法
A	非常に優れた効果が期待できる。	配点×1.0
B	AとCの間	配点×0.75
C	優れた効果が期待できる。	配点×0.5
D	CとEの間	配点×0.25
E	要求水準を満たすが、特に提案がない。	配点×0.0

(3) 技術審査点の決定方法

選定委員会は技術審査を行い、県は、選定委員会の審査結果を意見として聴取し、入札参加者の技術審査点を決定する。

3 価格審査

入札参加者が提出した入札書について価格審査を行う。

価格審査は、開札及び価格審査点の算定から構成される。

(1) 開札

県は、入札参加者又はその代理人の立会の上、入札参加者が入札書に記載した入札価格が、県の設定する予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

県は、入札参加者から提案された入札価格について、入札説明書等に示した前提条件が正確に反映されているか、また、計算上の誤りがないかについて確認を行う。県が支払うサービス対価の算出方法に誤りがあることが明らかな場合は、内容を確認のうえ、失格か否かの判断を行う。

なお、全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となった場合の取扱いは、入札説明書の定めによるものとする。

(2) 価格審査点の算定方法

県は、開札の結果、入札参加者が入札書に記載した入札価格が予定価格を超えていないことを確認した場合、入札価格について、次の算式により価格審査点を算出する。

最も低い入札価格を提示した入札参加者の価格審査点を100点とし、その他の入札参加者の価格審査点は、最も低い入札価格からの割合に基づき算出する。

なお、価格点は、入札価格からサービス対価Cに相当する金額（定期修繕、軽微な修繕・突発的故障修繕に係る修繕費）を除外して算定する。

$$\text{価格審査点} = \frac{\text{最も低い入札価格（サービス対価C相当額を除く）}}{\text{当該入札参加者の提示する入札価格（サービス対価C相当額を除く。）}} \times 100 \text{点}$$

※有効桁数は小数点第4位とし、小数点第5位を四捨五入する。

第4 総合審査

1 総合審査の手順

県は、選定委員会が意見を提示して県が決定した技術審査点と、入札参加者が提示する入札価格に基づいて算出した価格審査点の合計により、入札参加者ごとに総合審査点を算出する。その上で、県は、総合審査点に対して順位付けを行う。

なお、全ての入札参加者が予定価格の超過やサービス対価の算出方法の誤りにより失格となり、入札説明書に定めるところにより、県が随意契約により事業者と契約締結する場合には、技術審査点のみを算定する。

【総合審査点】 (満点 300 点)	=	【技術審査点】 (満点 200 点)	+	【価格審査点】 (満点 100 点)
-----------------------	---	-----------------------	---	-----------------------

※総合審査点の有効桁数は小数点第4位とし、小数点第5位を四捨五入する。

2 落札者の決定

県は、総合審査点が最も高い入札参加者を落札者として決定し、通知する。また、落札者の決定を入札説明書に定めるところにより公表する。

なお、最も高い総合審査点の者が2者以上ある時は、総合審査点に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。

選定委員会においては、入札参加者からの提案内容に対して意見を提示することがある。この場合、事業契約の締結の段階で、落札者は選定委員会が提示した意見を、事業内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならないものとする。

ふじさん工業用水道事業新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）技術審査項目

大項目	中項目	小項目	審査の視点（様式集の各該当様式に記載）	配点	合計
1	事業の実施方針	事業実施方針	・事業の実施方針は、入札説明書に記載する「本事業の背景・目的」、「本事業の基本方針」を理解したものであるか。 ・事業期間中の社会経済状況の変化（例：それに起因する技術革新、物価変動、ユーザー企業の数や水需要の増減等）に柔軟に対応するための方針が具体的であるか。	8	8
2	事業実施体制	全体の実施体制	・設計・施工業務の実施体制と運転・維持管理業務の実施体制が連係しているか。	4	36
3	新ポンプ場等の設計・ 施工業務の実施体制	体制	・設計・施工業務を迅速かつ確実に実施できる体制であるか。 ・設計・施工の各業務を行う企業（協力企業含む）の役割分担は、迅速かつ確実に業務を実施する上で適切であるか。 ・指揮命令系統が明確であるか。 ・設計・施工の各業務を行う企業間（協力企業を含む）の連絡・情報共有体制（平時）は、円滑に業務を遂行する上で適切であるか。 ・静岡県企業局に対して迅速に報告・連絡・相談する体制（平時）であるか。 ・静岡県企業局との協議結果を各業務に柔軟に反映する仕組みであるか。	8	
4		人員配置	・設計・施工の各業務に配置する人員の人数、実績は、工期の遅延なく、かつ質の高い業務を遂行する上で適切であるか。その根拠と併せて記載されているか。 ・業務の進捗や設計・施工の各業務を行う企業の状況、経済社会状況に応じて、柔軟に人員配置を変更できる仕組みであるか。	4	
5	運転・維持管理業務 の実施体制	体制	・運転・維持管理業務の実施体制は、「良質な工業用水の安定的な供給の維持（以下「安定供給」という。）」「効率化」を両立して業務を実施する上で適切であるか。 ・運転・維持管理の各業務を行う企業（協力企業を含む）の役割分担は、「安定供給」と「効率性」を両立して業務を遂行する上で適切であるか。 ・総括責任者の指揮命令系統が明確であるか。 ・電気主任技術者の指揮命令系統が明確であるか。 ・廃棄物処理施設技術管理者の配置（常駐の有無）並びにその根拠は円滑に業務を遂行する上で適切であるか。 ・運転・維持管理の各業務を行う企業間（協力企業を含む）の連絡・情報共有体制（平時）は、円滑に業務を遂行する上で適切であるか。 ・静岡県企業局に対して迅速に報告・連絡・相談する体制（平時）であるか。 ・静岡県企業局との協議結果を各業務に柔軟に反映する仕組みであるか。	8	
6		特別目的会社 ※特別目的会社を設置する場合のみ記載 すること	・特別目的会社設立における本事業期間の効果が明確であるか。 ・代表企業（運転・維持管理業務）の役割が明確であるか。 ・特別目的会社の出資者の体制、各出資者の出資比率は、事業の実施方針と整合するか。 ・議決権株主間の意見調整も含め、迅速な意思決定が可能な仕組みであるか。		
7		人員配置	・運転・維持管理の各業務に従事する人員の人数、実績は、「安定供給」と「効率化」を両立して業務を実施する上で適切であるか。その根拠と併せて記載されているか。 ・業務の進捗や運転・維持管理の各業務を行う企業の状況、経済社会状況に応じて、柔軟に人員配置を変更できる仕組みであるか。	4	
8		責任者の適任性	・総括責任者は、適切な経歴（上・工業事業において、本事業の総括責任者に相当する役職に従事した実績、上・下水道業務実績等）があるか。 ・ポンプ設備の責任者は、適切な経歴（本事業のポンプ設備の責任者に相当する役職に従事した実績、上・工・下水道のポンプ設備の運転・管理業務実績等）の両方もしくはいずれかがあるか。	8	
9	新ポンプ場等の設計・ 施工業務	設計・施工業務全体	全体工程計画	・運転・維持管理業務が予定日に開始できる全体工程計画であり、その計画が妥当であるか。	
10			リスク対応	・設計・施工業務において工事請負事業者が負担するリスクを網羅的に想定しているか。 ・工事請負事業者が負担するリスクに対し、リスク管理の方策（保険の付保を含む。）が具体的であるか。	4
11			危機管理	・災害・事故（不可抗力を含む）に対する予防策、発生時に被害を最低限に抑制する対応策が具体的であり、実現性の高いものか。 ・不測の事態に備えたバックアップ体制が確保されているか。 ・有事においても業務をできるだけ継続し、工期の遅延を最低限にする体制であり、また、工夫があるか。 ・有事において静岡県企業局に対して迅速に報告・連絡・相談する体制か。	4
12			品質管理の体制・方法	・設計・施工の各業務において、要求水準及び提案内容の達成状況を客観的に把握し、業務の品質を確保するための仕組み（頻度、内容、手順、結果活用方法等）が具体的であるか。	4
13		設計業務	全体	・基本設計及び詳細設計の考え方が明確であるか。静岡県企業局が開示した「新ポンプ場の基本設計成果物」及び「導水管基本設計成果物 一式」に対比する形で、基本設計及び詳細設計の考え方、加えてそのように設定した理由を併せて記載されているか。	4
14		土木・建築構造物の設計（構造物・管路の構造仕様、配置計画、外観計画、外構計画）	・土木・建築構造物（連絡管含む）について、要求水準を満たす耐震性、品質及び維持管理性確保の方策が具体的であり、実現性が高いか。 ・施設、設備、配管等の配置の考え方が具体的であるか。また、将来更新を見据えた配置の考え方が採られているか。 ・配置・動線計画において、静岡県企業局職員及び事業者が運転・維持管理業務を効率的に実施できるものであり、実現性が高いか。 ・周辺環境に配慮した外観確保の方策が具体的であるか。 ・富士川浄水場と厚原浄水場間の導水管との接続において、新ポンプ場等の設計・施工・試運転及び性能試験が二つの浄水場の送水に影響を与えないための工夫、及び市道の交通規制、東名高速道路等周辺への影響を回避および低減するための工夫が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・農業用水切り回し方法は、用地交渉の経緯等を踏まえて具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・新ポンプ場の施工にあたり、敷地への土砂搬入量・残土搬出量を減らす工夫が具体的であるか。	8	
15		設備の設計	・設備構成・仕様の考え方が明確であるか。 ・新ポンプ場から厚原浄水場への導水に要する維持管理費、動力費を抑制するための方策が具体的であるか。	4	56

ふじさん工業用水道事業新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）技術審査項目

大項目	中項目	小項目	審査の視点（様式集の各該当様式に記載）	配点	合計
16	施工業務	施工計画	・施工内容、施工方法、工期が具体的であり、その理由が明確であるか。 ・搬出入ルート・エリアや施工ヤードが具体的であるか。 ・近隣住民、周辺農家に配慮した工事計画（搬出入車両の管理、騒音、振動、粉塵、農業収穫期への配慮等）であるか。	4	
		工程管理	・施工計画で示した内容について施工順序、工事工程が具体的であり、工程の算定結果は妥当であるか。 ・工程に遅れが生じないようにするための工程管理方法が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・工程に遅れが生じた場合のバックアップ体制が確保されているか。 ・工程遅延の要因を網羅的に把握し、各要因に対する対応策が具体的であるか。	8	
		施工管理	・施工の品質管理基準、品質管理方法が具体的であるか。 ・安全管理体制及び管理方法（安全教育等）が具体的であり、かつ実現性が高いか。	4	
		地域経済への貢献	・本社が静岡県企業局東部事務所管内の工水関連エリア（静岡市、富士宮市、富士市、沼津市、三島市、清水町、長泉町）にある中小企業への発注、同区域の経済への貢献方策が具体的であり、貢献を生み出したことを自ら確認するための方策（確認頻度、確認方法等）が記載されているか。	4	
20	運転・維持管理業務	業務の実施方針	・運転・維持管理業務の実施方針は、「良質な工業用水の安定的な供給の維持」と「効率性」を両立して業務を実施するうえで、具体的であるか。	4	100
		経費削減	・運転・維持管理業務の経費削減につながる業務の効率化・合理化の方策が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・静岡県企業局が負担する修繕費、動力費、薬品費の削減につながる工夫が具体的であり、かつ実現性が高いか。	12	
		地域経済への貢献	・本社が静岡県企業局東部事務所管内の工水関連エリア（静岡市、富士宮市、富士市、沼津市、三島市、清水町、長泉町）にある中小企業への発注、同区域の経済への貢献方策が具体的であり、貢献を生み出したことを自ら確認するための方策（確認頻度、確認方法等）が記載されているか。	4	
		セルフモニタリング	・運転・維持管理の各業務において、要求水準及び提案内容の達成状況を客観的に把握し、業務の品質を改善するためのモニタリングの仕組み（頻度、内容、手順、モニタリング結果活用方法等）が具体的であるか。 ・従事者個人の不注意を予防し、発生した際の影響を最低限に抑えるための組織的な方策が具体的であるか。	4	
		人材育成・職員への技術継承	・静岡県企業局職員に対し、本事業の経営ノウハウ・技術ノウハウを継承するための方策が具体的かつ効果的であるか。 ・静岡県企業局が管理する他の工業用水道事業に携わる企業局職員に対して、本事業を通して展開できる経営ノウハウ・技術ノウハウを共有する方策が具体的かつ効果的であるか。	12	
		リスク対応	・運転・維持管理業務において事業者が負担するリスクを網羅的に想定しているか。 ・事業者が負担するリスクに対し、リスク管理の方策（保険の付保を含む。）が具体的であるか。	4	
		運転管理・水質管理業務	・要求水準で規定する水質・水量を確保する方策が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・通常運転時における浄水の各工程の運転方法、計測管理体制が具体的であるか。 ・原水水質変動時の各工程の運転方法、管理体制が具体的であるか。 ・通常運転時の薬品の注入量の管理方法、制御方法が具体的であるか。 ・コストを最適化しつつ引渡し水質レベルを維持するための薬品（PAC、硫酸バンド）選択及び注入の取組が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・原水水質変動時の薬品注入量の管理方法、制御方法が具体的であるか。 ・物品等の調達・管理について、費用を最大限に抑制できる調達及び管理方法であるか。	12	
27	危機管理業務	緊急時の体制と対応	・災害・事故（不可抗力を含む。）における予防策、発生時に被害を最低限に抑制する対応策が具体的であり、かつ実現性が高いか。 ・緊急時の静岡県企業局、ユーザー企業及び関係機関（日本軽金属、中部電力、王子エフテックス、富士山南麓土地改良区等）との連絡体制、招集までの時間、役割分担の考え方が具体的であるか。 ・不測の事態に備えたバックアップ体制が確保されているか。 ・納入機器メーカーのバックアップ体制や、納入機器の再稼働までの時間をできるだけ短くするための方策が具体的であるか。	8	
		保守点検業務・修繕業務・保全管理業務	保守点検	・日常及び定期点検、保守点検の実施方法と記録管理方法、頻度は、安定供給の上で適切であるか。	4
29		点検作業	・点検の安全性や点検の作業効率の向上策が具体的であるか。	4	
		保守点検・修繕・保全管理	・更新費や運転・維持管理費の縮減につながる長寿命化の方策が具体的であるか。 ・設備の長寿命化等、更新費や運転・維持管理費の縮減につながる具体的な方策を組織的に継続して検討する仕組みがあるか。 ・保守点検費及び修繕費の両方を最大限に縮減するために、保守点検業務、修繕業務、保全管理業務のバランスが適切であり、かつ各業務において具体的な工夫があるか。 ・保守点検費及び修繕費の両方を最大限縮減することを踏まえた、保守点検業務、修繕業務、保全管理業務の実施頻度、実施時期、実施内容が具体的であり、かつ妥当であるか。	12	
31	引き継ぎ（本事業開始時、終了時）		・運転・維持管理事業者が運転・維持管理業務を円滑に開始するための引き継ぎ方法（引き継ぎ内容、手順、静岡県企業局及び事業者の役割分担、スケジュール）が具体的であり、また、それは静岡県企業局の負担が小さいものであるか。 ・本事業終了後に県が円滑に業務を継続できるための県に対する引き継ぎ方法（引き継ぎ内容、手順、県及び運転・維持管理事業者の役割分担、スケジュール）が具体的であるか。	4	
		見学者対応	・見学者が浄水場の役割や浄水場処理を理解できる方策が具体的かつ効果的であるか。 ・見学者の安全に配慮した見学者対応であるか。	4	
33	長期更新計画策定業務	策定方法	・長期に渡るライフサイクルコスト縮減、長寿命化、経済社会状況の変化（例：それに起因する技術革新、物価変動、ユーザー企業の数や水需要の増減等）を踏まえた長期修繕計画を策定するための工夫が具体的であるか。 ・業務の実施時期、実施内容が具体的であり、かつ妥当であるか。 ・要求水準で規定する長期更新計画策定の従事者の配置期間は、妥当であるか。	12	
34	合計			200	200